

(案)

平成 29 年 12 月 25 日

市民のみなさまへ

橋本市自治基本条例策定委員会
委員長名

(仮称) 橋本市自治基本条例 (中間素案) に対する意見募集について

1. はじめに

橋本市自治基本条例策定委員会 (以下、「策定委員会」といいます。) では、(仮称) 橋本市自治基本条例の素案の策定に向け取り組んでいます。そこで、現時点で考えている条例の中間素案に対する市民のみなさまのご意見をいただきたいと考えています。

2. 策定経過など

策定委員会は、本年 5 月に第 1 回目の会議を開催し、これまで計 6 回の会議を重ねてきました。これに加え、策定委員会内に「小委員会」を設け、条例素案の名称や前文、章立てのたたき台の作成に取り組んできました。また、8 月から 10 月にかけて各地区公民館で開催された「第 2 回まちづくりタウンミーティング」には委員も参加して、地域の声を直接聞き、条例素案づくりの参考にさせていただいています。

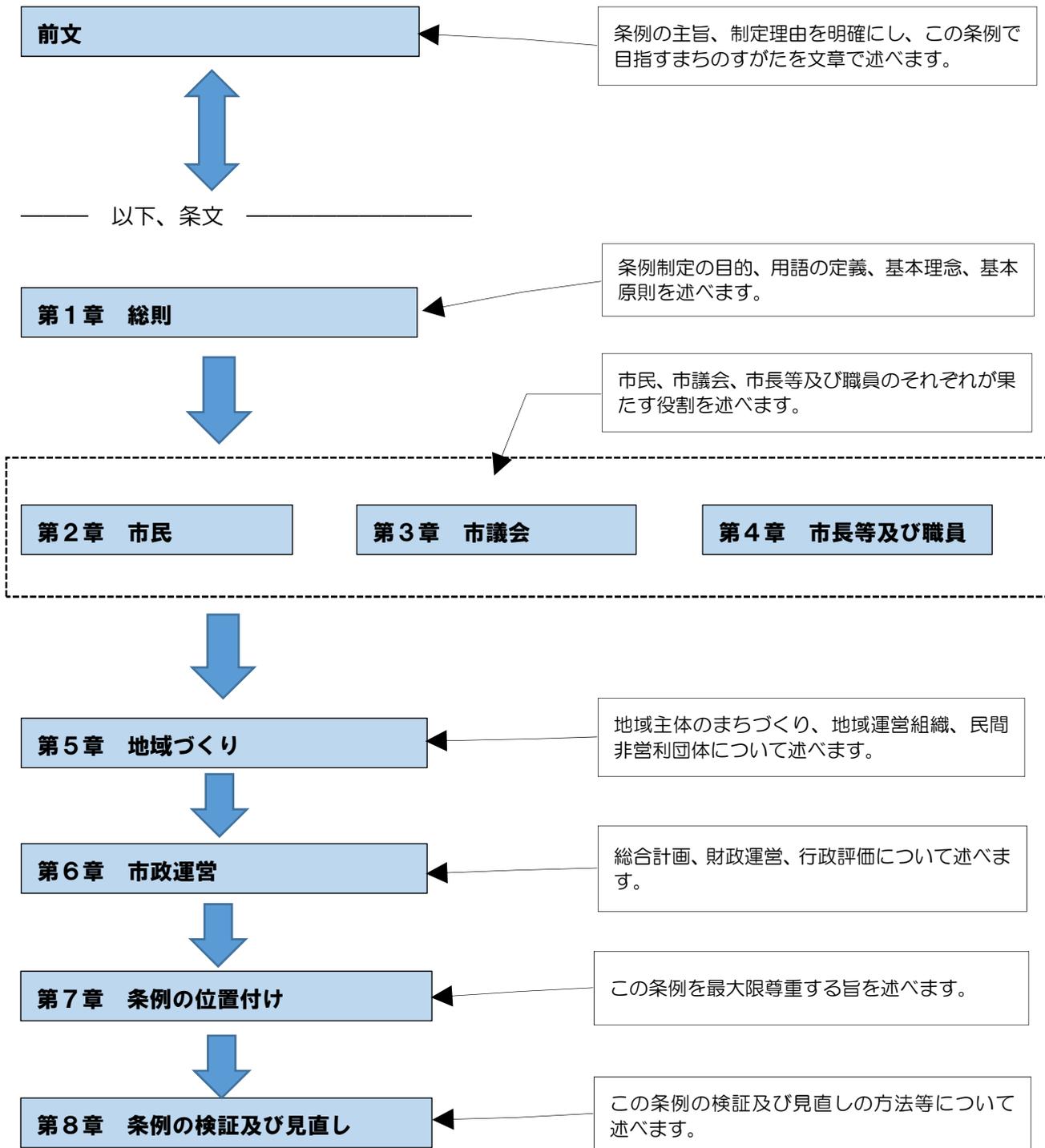
これらの経過を踏まえ、現在の検討内容を中間素案としてまとめましたので、これに対する市民のみなさまからの意見を募集します。この中間素案は、条例の骨子のみを示したものであり、いただいた意見等をもとにさらに検討を加え、素案を完成させたいと考えています。

なお、この意見募集は、「橋本市パブリックコメント手続要綱」にもとづくものではありませんが、これを準用し、ご意見やご提案の概要及びそれに対する策定委員会の考え方などを公表させていただきます。

ぜひたくさんのご意見をお寄せください。

(仮称)橋本市自治基本条例(名称案:橋本市の自治と協働を育む条例)

(仮称)橋本市自治基本条例の構成



(前文骨子)

●条例制定の背景とその必要性

私たちの住んでいる地方都市・橋本は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとしなやかにかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があります。ここに、自治の基本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定するため条例を定めます。

●歩んできた歴史や育んできた文化など、誇るべき伝統を守り未来へ繋ぐ

この地は、遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として、また、都より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは、豊かな自然と紀の川の清き流れとともに、この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋いでいく使命があります。

●目指すべきまちの将来像

それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが、共に繋がり、共に支えあいながら、地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。

●将来像を実現するための基本的な考え方

橋本市の名前の由来のように、私たちは、世代間や地域間のかけ橋となるように一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ、自らが考え、自らが創造し、自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があります。自治と協働のまちづくりを進めていきます。

●私たちが目指す最終的な自治の姿

市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります。

●条例前文の意義

前文で条例制定の背景とその必要性を述べることにより、この条例の趣旨を明確にします。また、橋本市はどんなまちか、今後どんなまちを目指すのか、まちへの想いを共有することで、同じ意識を持ってまちづくりを進めることができるものであると考えています。

(条文骨子)

■第1章 総則

①目的

橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出すること

考え方

この条例が何を目的とし、どんなまちを目指しているのかを定めることにより、この条例の内容や趣旨を理解できることができると考えています。

この条例は、目指すべきまち、まちづくりの姿を明らかにし、まちづくりを担う私たちの役割、まちづくりの基本的な考え方や仕組み、方向性等を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、自立した地域社会を創ることを目的としています。

②定義

(1) 私たち：市民、市、市長等を包括したもの

(2) 市民：次のいずれかに該当する人をいいます。

- ・市内に在住している人
- ・市内に在勤、在学する人
- ・市内で活動する人、団体、法人
- ・市内に事業所を置く事業者

(3) 市：市議会、市長、その他全ての市の執行機関

(4) 市長等：市長、その他の執行機関

(5) まちづくり：住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組みと活動

(6) 参画：自らの意思でまちづくりに関わること

(7) 協働：様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などを生かし、尊重し合いながら、役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせること

(8) 民間非営利団体：法人格の有無を問わず、営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間団体であり、地域運営組織（第5章②）に該当しないもの

考え方

条例の中で使われる用語のうち、まちづくりを進める上で意味を共有しておきたい用語について、解釈上の疑義が生じないように、用語の定義を述べています。

③基本理念

- (1) 住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安全、安心な生活をおくれるまちを目指すこと
- (2) 協働してまちづくりを進めること

考え方

目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を明らかにし、根本に据える考えを述べています。

④基本原則

基本的人権尊重の下、次の3つを基本原則としてまちづくりを進めます。

- (1) 情報共有：参画や協働を進めるため、お互いに情報を共有し合うこと
- (2) 市民参画：まちづくりの主体として、積極的にまちづくりに参画すること
- (3) 協働のまちづくり：適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと
- (4) 相互の尊重：住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見及び行動を尊重し合うこと

考え方

③基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための基本的な決まりごとを述べています。

■第2章 市民（市民の役割）

①主体的にまちづくりに参画

②自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちを良く知るために、お互いに情報を出し合い共有

考え方

③基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、市民の役割について述べています。

■第3章 市議会（市議会の役割）

- ①市民の目線に立って、住民の代表で構成する市の意思決定機関として議決の責任を負い、行政活動の監視及び政策の立案を行う
- ②議会に関する基本的な事項は、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)※による

考え方

③基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、市議会の役割について述べています。

橋本市においては、既に「橋本市議会基本条例」が平成26年7月2日から施行され、議会及び議員の活動原則や市民と議会、市長等と議会の関係等について規定されているため、具体的な内容については、同条例によることとしています。

※橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)では、橋本市議会の基本理念、議会・議員の活動原則、市民との関係など、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会が果たすべき役割と進むべき方向を定めています。

■第4章 市長等及び職員

①市長等の役割

- (1) 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行う
- (2) 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、市政運営に当たる
- (3) 市は、市政運営に関する情報について、速やかに、分かりやすく市民に提供し、情報の共有に努める
- (4) 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくりや市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にする
- (5) 市は、協働を推進するに当たり、市民の自発的・自主的な活動等を支援する
- (6) 市は、国や他の地方公共団体等との共通課題又は広域的課題に対して、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める

考え方

③基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、市や市長等の役割について述べています。

②職員の役割

- (1) 全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実にその職務を遂行する
- (2) 職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行い、創意工夫に努める

考え方

③基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、職員の役割について述べています。

一般的には、職員は市長を補助するため行動することとされていますが、職員が果たすべき役割の重要性から、市民が期待する職員像や職員の職務の遂行について述べています。

■第5章 地域づくり

①地域主体のまちづくり

- (1) 安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動する
- (2) 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(コミュニティ活動)の役割を尊重しながら適切な施策を講じる

考え方

まちづくりの要となる、市民の自主的な地域における活動(コミュニティ活動)の推進に向けて、市民が自主的にコミュニティ活動を地域で実践していく姿勢について述べています。また、市長等については、市民の自主性や自立性、コミュニティ活動を尊重し、必要に応じて適切な支援を行う姿勢を述べています。

②地域運営組織

- (1) 一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するための組織として、地域運営組織を設立することができる
- (2) 地域運営組織は、地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会と連携しながら協力してまちづくりを行う
- (3) 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組み、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組む
- (4) 市民は、地域社会の一員として、主体的に地域運営組織の活動に参加する
- (5) 市は、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成等に努める
- (6) 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定める

考え方

市民は、一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するため、地域運営組織を設立することができる」と規定しています。

地域運営組織は、コミュニティ活動の中核となる組織と考えており、その組織、運営、活動等の内容は、市民に開かれたものである必要があると考えています。また、地域の課題解決や特性をいかしたまちづくりを進めるためには、市や、区・自治会等との連携や協力が必要不可欠です。さらに、当該地域の市民は、地域社会の一員であることを自覚し、主体的に地域運営組織の活動に参加していくことを述べています。

市は、地域運営組織が地域の課題解決に向けた取り組みをするうえで、その活動内容や課題に応じて、必要な支援に努めると考えています。

③民間非営利団体

(1) 民間非営利団体は、市民のまちづくりの発意を尊重し、その主体的な活動を支え育てる

(2) 民間非営利団体は、市、区・自治会、地域運営組織等と連携してまちづくりに協力する

(3) 市は、民間非営利団体の活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成に努める

考え方

地域で活動する地域運営組織のほか、各分野において全市的に活動する民間非営利団体も、協働のまちづくりを進める上で重要な役割を担うと考えています。

ここでは、民間非営利団体の役割、姿勢、民間非営利団体に対する市の支援について述べています。

④助成等

(1) 市は、地域運営組織及び民間非営利団体に対し、必要な情報の提供及び技術的支援を行うことができる

(2) 市は、地域運営組織及び民間非営利団体への助成を目的とする基金に対し、必要な出捐をすることができる

考え方

ここでは、地域運営組織及び民間非営利団体に対して市が行う支援の内容について述べています。

第6章 市政運営

①総合計画

- (1) まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定する
- (2) 各分野の政策及び事業の根拠を総合計画に置き、総合計画との調整を図りながら進行管理を行う
- (3) 総合計画の策定に際しては、あらかじめ市民に情報を提供し、市民の意見を反映させるため、市民の参加を求める
- (4) 総合計画の進行状況について、市民に公表する
- (5) 総合計画は、経済的、社会的変化等に柔軟に対応できるように、必要に応じて検討及び見直しを行う

②財政運営

- (1) 自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、用途を決定する
- (2) 総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努める
- (3) 予算の編成及び執行についての情報を、市民に提供するように努める

③行政評価

- (1) 効果的で効率的な市政運営を行うため、毎年度、この条例の進捗にかかる行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映する
- (2) 評価に当たっては、市民の参画を求める
- (3) 評価の結果を公表する

考え方

市の施策を進めるにあたり、効果的で効率的な市政運営を行うために、市民参画のもとで行政評価を行うこと、さらに、将来にわたって計画的で健全な財政運営に努めることを述べています。

また、総合計画（基本構想）は、地方自治法上の策定義務はありませんが、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであるため、（仮称）橋本市自治基本条例で策定等について規定する必要があると考えました。

■第7章 条例の位置付け

(1) 橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守する

(2) 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図る

(3) 市は、総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図る

考え方

他の条例に対する優位性を規定することはできませんが、橋本市を住みよい豊かなまちにするため、この条例を最大限に尊重し、遵守することを述べています。

■第8章 条例の検証及び見直し

①育む条例

(1) 市は、総合計画の策定、政策の立案及び実施の状況がこの条例の趣旨に沿ったものであるかどうか、毎年度検証し、必要に応じて総合計画及び政策を見直す

(2) この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、効果を毎年度検証し、必要に応じて見直ししながら、実効性のある条例となるよう育てる

(3) 検証及び見直しに当たっては、市民の参画を求める

②育む委員会

(1) 市は、検証及び見直しにあたって、●●条例育む委員会を置く

(2) 育む委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる

(3) 育む委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める

②委任

この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める

考え方

(仮称)橋本市自治基本条例は、まちづくりを進める上での基本となるものであるため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないか、橋本市の自治やまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証する必要があります。

そこで、市民参画のもとで、この条例が実効性のある条例であり続けるよう、橋本市全体で育てていくことを述べています。